

第1章

序論 ～総合計画の策定にあたって～

第1節. 計画策定の趣旨

新しいまちづくりの スタート

少子・高齢化の進行、地方分権の進展、市民ニーズの多様化、財政状況の硬直化等、昨今の社会情勢の急速な変化を背景に、新しい地方自治のあり方が問われる中、平成17年（2005年）2月1日、石川県能美郡根上町、寺井町、辰口町の旧3町が対等合併し、新しく「能美市」が誕生しました。

市制施行後初めてとなるこの総合計画は、合併時に作成した「能美市合併まちづくり計画（新市建設計画）」を踏まえ、海山川の自然環境を活かしつつ、これまでに受け継がれてきた歴史・文化を継承し、地域に根付いた多様な産業を発展させ、市民一人ひとりが光り輝く新たなまちづくりを展開していくための計画とします。

第2節. 総合計画の位置づけと役割

計画の位置づけ

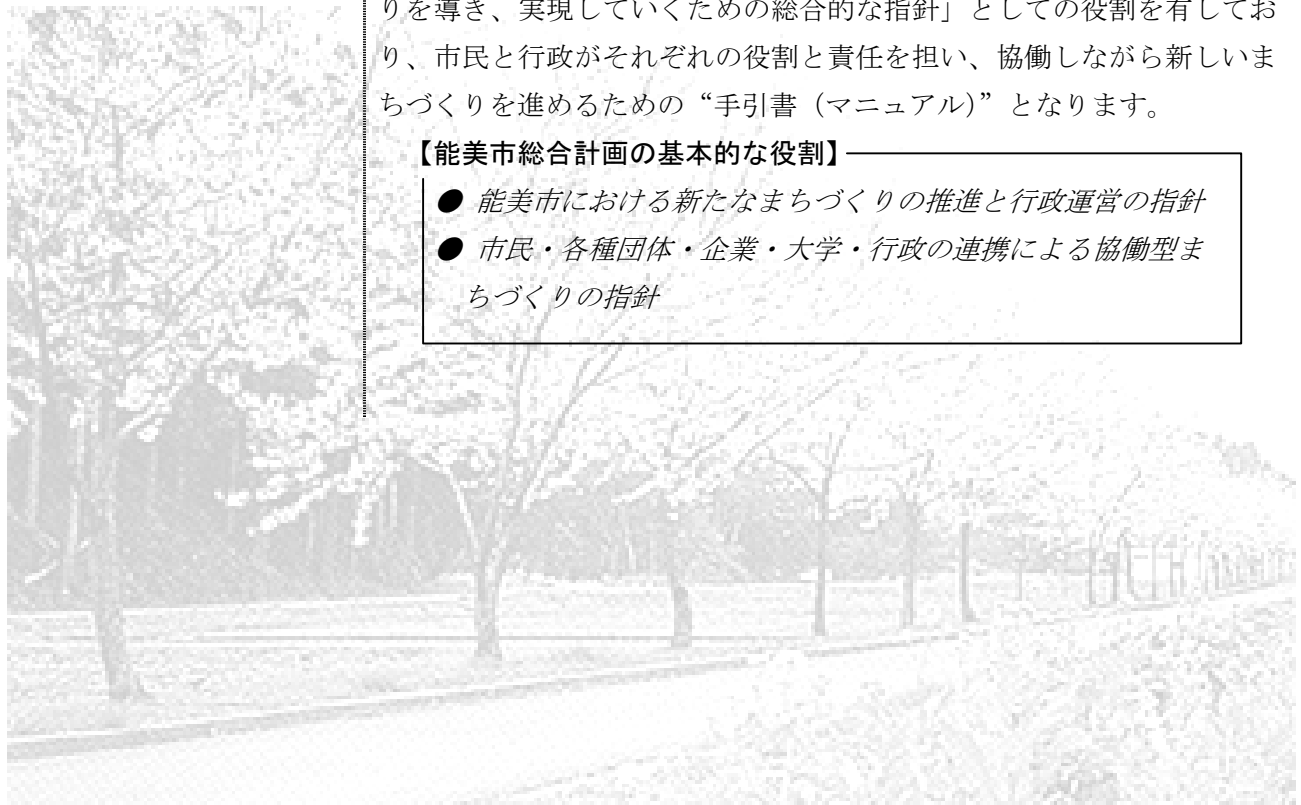
この計画は、地方自治法第2条第4項に義務付けられた、能美市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画です。

計画の役割

能美市総合計画（基本構想・基本計画）は、「能美市の新たなまちづくりを導き、実現していくための総合的な指針」としての役割を有しており、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、協働しながら新しいまちづくりを進めるための“手引書（マニュアル）”となります。

【能美市総合計画の基本的な役割】

- 能美市における新たなまちづくりの推進と行政運営の指針
- 市民・各種団体・企業・大学・行政の連携による協働型まちづくりの指針



第3節 計画の構成と計画期間

計画の構成

能美市総合計画は、「基本構想」「基本計画」で構成されます。

1. 基本構想

基本構想は、本市の概況や時代の潮流、特性と可能性、まちづくりに対する市民の意識、主要課題を踏まえ、長期的な視点から目指すべき将来像を設定し、それを実現していくためのまちづくりの基本方針や主要指標の見通し、土地利用構想、まちづくりの大綱及びリーディングプランを示すものです。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像やまちづくりの基本方針等を受けて、その実現のために必要となる基本的な施策を分野別に体系化し、各種施策の展開方針や、市民と行政の役割分担等を示すものです。

なお、基本計画については、社会情勢や財政事情の変化に柔軟に対応していくため、各種施策の経年的な進捗管理を行い、時代の変化に応じて、計画内容の弾力的な運用・見直し・修正を行うこととします。

計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は、平成19年度～平成28年度の10年間とします。なお、基本計画の計画期間は、平成19年度～平成23年度を前期、平成24年度～平成28年度を後期とします。

◆ 能美市総合計画の構成 ◆

- 目指すべき将来像の設定とそれを実現するためのまちづくりの基本方針やリーディングプラン等を示すもの

【計画期間：平成19～28年度（10年間）】

- 将来像の実現に必要な施策を分野別に体系化するとともに、今後10年間で取り組むべき施策の内容を示したもの

【計画期間：平成19～28年度（10年間）】

- 基本計画をもとに、中期的な事業計画を盛り込んだ計画であり、各年度の予算編成や事業執行の具体的な指針となるもの

